平成３０年（フ）第３８２号
広島県東広島市安芸津町風早501番地８
債務者　森下　　佑
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９２号
広島市安佐北区亀山５丁目13番７―102号
セジュールえびすＢ
債務者　藤原　拓也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７７号
広島県福山市春日町６丁目10番25号　ガーデンハウスＡ101
債務者　浜本加奈代
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第８９号
広島県福山市東町１丁目３番10―1102号
債務者　足利　正勝
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第７４号
山口県下関市彦島江の浦町１丁目17番31号
債務者　阿久根義征
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第７６号
山口県下関市上田中町２丁目８番７―901号
藤和ハイタウン上田中町、前住所群馬県太田市由良町1126番地２　ウェルナウ５―102号
債務者　植田　健史
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
徳島県阿波市市場町切幡字観音99番地１　切幡団地　４号
債務者　三宅　芳枝
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５９号
徳島県徳島市八万町橋本45番地の16
債務者　岩野　雅人
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９６号
徳島県徳島市北矢三町３丁目２番34号
債務者　十家　美保
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１００号
徳島県徳島市津田本町５丁目２番111号　山側敏子方
債務者　山側　敬寛
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２２号
徳島県徳島市津田町２丁目７番８号
債務者　井筒真知子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１４号
愛媛県松山市朝生田町４丁目５番12号　アトムマンション朝生田Ⅰ　602号
債務者　羽柴　民江
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１５号
福岡県久留米市荒木町荒木1971番地６
債務者　大津　哲也
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１３３号
福岡県久留米市梅満町1219番地７　梅満第三ハイツ206号
債務者　原田　海里
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１３４号
福岡県久留米市梅満町1219番地７　梅満第三ハイツ206号
債務者　原田　公明
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１３４号
佐賀市鍋島町大字蛎久50番地　市営植木団地Ａ２―８
債務者　江頭　　学
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係